

大田原市自治基本条例案に対するパブリックコメント 意見の概要と市の考え方

No.	素案条項	意見の概要	市の考え方
1	前文	市民参加のまちづくりとは、市民が自分・家族・他者の現在や将来の生活の在り方を考えた時に、市政や地域社会をより生活しやすい環境に向わせる為に、市民の自由意思により行われるべき種類のものです。そうした意味を持つ「まちづくり」は市民の「権利」なので、条例により「責任」を課すべきではありません。例えば、あまり積極的で無い市民に対して、条例が定める「責任」の元に市民を集めて「まちづくり」を行っても、そこには市民の「心」が入りません。市民参加に求められるのは、条例において市民の責任を謳ってまちづくりを行うことではなく、市民が「自分たちの力でまちを大切に育てたい」と感じる心を持ち、自らまちづくりに参加することです。	自治基本条例は住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例です。 前文には、自治体運営の理念や目標を掲げています。 市民がまちづくりの主役であると明確に規定すると同時に市民の市政への参加を求めています。ただし、市民一人ひとりの状況は様々であり、市政への参加の仕方や、関われる度合いも人によって異なります。 市民の自主性を尊重したいと考えておりますが、地域で互いに助け合い、支え合うなどできる範囲で市政へ参加していただきたいと考えます。 また、この条例には罰則などの具体的強制力は伴いません。 住民自治の実現のためには、一人でも多くの市民の方が市政に参加していただくことが必要であると考えます。
2	前文	条例が市民に対して「十分に自覚しなければなりません」と指導する内容に違和感があります。条例には「子供のまちづくり参加」も謳われておりますが、市民を大人扱いした表現が求められます。	
3	前文	市民が「地域の主役であることを自覚」するのか否かは市民の自由意思であり、条例で定める種類の事柄ではありません。条文の示す意図は汲み取りますし、私もそう有れば良いとは思いますが、現実的にここまで強く「地域社会の主役」を義務付ける条文は、市民一人一人にそぐいません。市民が自ら気付いて、行動するべき問題です。	
4	前文	市民の「関わり合い」「支え合い」「助け合い」が無ければ、まちは成り立ちません。しかし、それは市民が子供の未来を思う心や、他者に対する共感などによって行われるものであり、条例によって「なければなりません」と定める種類の事柄では有りません。また、「関わり合い」を好まない市民の存在も認めるべきです。	

大田原市自治基本条例案に対するパブリックコメント 意見の概要と市の考え方

No.	素案条項	意見の概要	市の考え方
5	前文	<p>大田原市の風景について、「山、川、田」の殆どは人の手が入った造形物ですが、「自然」の表現を用いるのか相応しいのかをご確認いただければと思います。</p>	<p>人の手が入った造形物ということですが、あくまでも素材は自然界のものであり、人間も自然界の一部であると考えれば、長い歴史を経て造られた自然であると考えられますので、前文のとおり本市は四季折々の美しい自然にふれられる風光明媚な土地であると認識しています。</p>
6	第1条	<p>第一条は、この「条例」の基本思想が表現される必要があります。特に「自治」とは何であるのか？の基本思想がないと、大田原市がいかなる「自治」をめざすかが明確ではありません。そこで、以下のご提案をいたします。</p> <p><u>第一条 この条例は、大田原市民の市民による市民のための公論により表現される自治を、推進することを目的とする。</u></p> <p><u>第二条 大田原市民の公論は、市民の意思により決定される。</u></p> <p><u>第三条 大田原市民の意思は、別に定める住民投票条例により確定される。</u></p> <p>以上のことがもっとも重要な基本政治思想であり、他の行政機関、市長、議会などの責務・役割などは、上記の三項目により演繹されるものとして条文が配置されるべきです。よって、すみやかに、「住民投票条例」の策定が重要となります。</p> <p>私としては、愛知県高浜市に具体例があるような「常設型条例」の制定をご提案いたします。</p>	<p>第4条において自治の基本原則を規定しています。</p> <p>また、住民投票につきましては第14条で規定しています。</p>
7	第5条	<p>「責任」について、市民参加のまちづくりは、市民の「責務」によって行われる種類のものではなく、市民の権利です。</p>	<p>市民の権利、役割及び責務を規定しています。</p>

大田原市自治基本条例案に対するパブリックコメント 意見の概要と市の考え方

No.	素案条項	意見の概要	市の考え方
8	第5条	「自覚」について。市民に対して「自覚しておくべく」の表現は上からの目線です。	市民が自治の主体であることを認識していただくため、このような記述となっています。
9	第5条	市民の基本権に関しては、上位法としての日本国憲法、または、国際人権法がありますから、それを超えるものとはなりません。 あえて、義務規定を設けるとすれば、「公共的活動」という「素案第5条の3や4」では「公共」の内容があいまいと思われまます。そこで、以下のような義務規定をご提案いたします。 第5条 3 市民は、他の市民の人権の擁護・尊重・十分な発達を保障する義務を有する。	ご意見のとおり、上位法に規定のある普遍的な事項については、それらが優先されます。 自治基本条例では市民として自覚しておくべきことを規定することで十分であると考えます。
10	第15条	第15条「市民、関係機関等との連携及び協力の下、体制を整備」について 東日本大震災の経験より、災害では、行政の機能が大きく失われることも想定に入れて対策するべきです。災害時の対応には、行政の枠を超えた連携や、他行政区に所在するのボランティア団体などとの連携も視野に入れた想定が求められます。東日本大震災を経験した後に定められる数少ない自治基本条例でありますので、他行政区との連携を目指す方向性を明記する必要があります。栃木県社会福祉協議会などで行われている、市町村の枠を超えた連携の在り方を取り入れるべきです。	ご意見のとおり他自治体等との連携は必要であると考えており、災害時の連携はもとより、まちづくり全体の連携についての条文を検討いたします。
11	その他	「住民が条例を制定して発議できる権利」の追加 市民が自らまちづくりを考えることが出来る権利として必要です。	条例は地方自治法の規定に基づき制定されます。

大田原市自治基本条例案に対するパブリックコメント 意見の概要と市の考え方

No.	素案条項	意見の概要	市の考え方
12	その他	「少数意見の尊重」の追加 多数決で物事を決定しない、マイノリティーの意見を尊重する姿勢を示す条文が必要です。	「少数意見の尊重」は、第9条に基づくものと考えます。
13	その他	「市の財産の公開」の追加 市民は市の収入と支出を知ることは出来ますが、保有財産を知ることは難しいので、公開することが必要です。	大田原市財政状況の公表に関する条例に基づき公表しています。
14	その他	「他者の人権擁護」の追加 市民の義務です。	条約の実効性の確保は国の義務です。 大田原市基本条例では、前文に「お互いが個人として認め合い、尊重し合い、関わり合い、支え合い、助け合わなければなりません。」と記述しています。
15	その他	「日本が国際人権法を締結したと同時に、その条文が効力を持つことを明きらかにし、市民に公開する」の追加 国が締結した人権条約は国民にとっての権利であり、イコール市民の権利です。市の事業として国際交流を続け、市に国際医療福祉大学を招いたならば、国際基準の人権を尊重して謳うべきです。	
16	その他	「自治基本条例が正しく機能しているかを調査する、住民監査委員会の発足」の追加 自治基本条例が機能しているのかを監査する為の、市民による委員会が必要。	住民監査委員会の設置は考えていません。
17	その他	補助金制度の創設について	自治基本条例（素案）に対するご意見ではありませんので、所管課に引き継ぎます。